

## 鳥取県訓令第6号

鳥取県文書の管理に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県文書の管理に関する規程の一部を改正する訓令

鳥取県文書の管理に関する規程（平成24年鳥取県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 総合事務所 <u>鳥取県総合事務所等設置条例</u>（平成15年鳥取県条例第40号）<u>第2条第1項</u>の規定により設置された総合事務所をいう。</p> <p>(3) 地方機関等 鳥取県行政組織規則第2条第4項に規定する地方機関（総合事務所にあつては<u>鳥取県行政組織規則第22条各項の表の左欄</u>に掲げる局（以下「局」という。）とし、<u>鳥取県総合事務所等設置条例第6条第1項の規定により設置された農林事務所にあつては東部農林事務所及び東部農林事務所八頭事務所とする。</u>）及び特定機関（<u>農林水産部農林総合研究所にあつては、企画総務課及び各試験場とする。以下同じ。</u>）をいう。</p> <p>(4)～(17) 略</p> <p>2 略</p> <p>(政策法務課の審査)</p> <p>第19条 次に掲げる起案文書については、前条第1項の規定による文書管理主任の審査に代えて、政策法務課の職員の審査を受けなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 鳥取県公印規程（昭和26年鳥取県訓令甲第21号）<u>第9条第5号</u>の規定により押印しない施行文書に係る起案文書のうち、発信者の名義が知事であるもの</p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>別表第1 文書の保存期間の区分（第32条関係）</p> <p>1 30年保存</p> <p>(1)～(12) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 総合事務所 <u>鳥取県総合事務所設置条例</u>（平成15年鳥取県条例第40号）<u>第1条第1項</u>の規定により設置された総合事務所をいう。</p> <p>(3) 地方機関等 鳥取県行政組織規則第2条第4項に規定する地方機関（総合事務所にあつては、<u>鳥取県行政組織規則第22条の表の第2欄</u>に掲げる局（以下「局」という。）とする。）及び特定機関をいう。</p> <p>(4)～(17) 略</p> <p>2 略</p> <p>(政策法務課の審査)</p> <p>第19条 次に掲げる起案文書については、前条第1項の規定による文書管理主任の審査に代えて、政策法務課の職員の審査を受けなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 鳥取県公印規程（昭和26年鳥取県訓令甲第21号）<u>第9条第4号</u>の規定により押印しない施行文書に係る起案文書のうち、発信者の名義が知事であるもの</p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>別表第1 文書の保存期間の区分（第32条関係）</p> <p>1 30年保存</p> <p>(1)～(12) 略</p>

(13) 知事、副知事、統轄監、部局（鳥取県行政組織条例第2条の規定により設置された部局をいう。以下同じ。）の長及び会計管理者の事務引継書  
 (14)・(15) 略  
 2～6 略

別表第2 歴史公文書等の選別基準（第34条関係）

選別基準の区分	基準の内容
略	
16 知事、副知事、統轄監、 <u>部局</u> の長及び会計管理者の事務引継に関するもの	知事、副知事、統轄監、 <u>部局</u> の長及び会計管理者の事務引継書に当たるもの
略	

備考 略

(13) 知事、副知事、統轄監、部局等（鳥取県行政組織条例第2条の規定により設置された部局等をいう。以下同じ。）の長及び会計管理者の事務引継書  
 (14)・(15) 略  
 2～6 略

別表第2 歴史公文書等の選別基準（第34条関係）

選別基準の区分	基準の内容
略	
16 知事、副知事、統轄監、 <u>部局等</u> の長及び会計管理者の事務引継に関するもの	知事、副知事、統轄監、 <u>部局等</u> の長及び会計管理者の事務引継書に当たるもの
略	

備考 略

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。